

宗像市消費生活センター  
**転ばぬ先の杖**  
 ☎(33)5454  
 でばんビちゃん



**平成25年度消費生活センターへの相談 相談件数 1,290件** 前年+30件  
**高齢者を狙った不審な電話や架空請求書面のトラブルが急増**  
**相談総額 6億849万円 救済金額 1億1,131万円**

◆相談の多かった商品やサービス(上位5)

順位	件数	商品・サービス
1	153	インターネット有料サイト
2	86	商品一般(*1)
3	47	工事・建築
4	46	フリーローン・サラ金
5	39	新聞

(\*1)「商品一般」とは、不審な電話や書面が届くなど商品が特定できない相談内容

◆年代別相談内容

年代	総件数	1位(件)	2位(件)	3位(件)
20歳未満	44	インターネット有料サイト(26)	テレビ放送サービス(2)	電子ゲームソフト(1)他
20歳代	100	エステサービス(15)	インターネット有料サイト(10)	フリーローン・サラ金(8)
30歳代	141	インターネット有料サイト(31)	フリーローン・サラ金(8)	不動産貸借(6)
40歳代	154	インターネット有料サイト(23)	商品一般(9)	工事・建築(8)
50歳代	154	インターネット有料サイト(16)	商品一般(10)	新聞、工事・建築、インターネット回線(各6)
60歳代	251	インターネット有料サイト(24)	インターネット回線(12)	工事・建築(11)
70歳代	224	商品一般(23)	健康食品(21)	投資関連商品(17)(*2)
80歳以上	188	商品一般(24)	健康食品(22)	新聞(12)

(\*2) 投資関連商品とは、未公開株、株、公社債、ファンド型投資商品、先物取引、投資信託などに関する相談  
 \*その他、団体からの相談などで、年代が不明なもの34件あり

**相談概要**  
 相談件数が増加した原因は、販売目的を隠した不審な電話や、架空請求書面が届くという相談が急増したことなどです。相談内容は、パソコンや携帯電話などでのインターネット有料サイトの不当請求の相談が、前年度同様、平成25年度も多く寄せられました。特に、スマートフォンからの急激な普及で、未成年者からの相談が目立ちました。前年度多かった健康食品の「送り付け商法」や

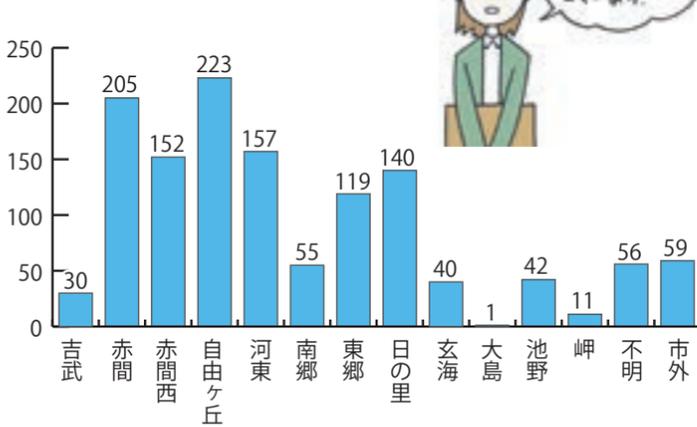
**センターの相談処理結果**  
 相談処理内容で一番多かったのは、「助言」の611件(47%)です。インターネットのワンクリック詐欺でのトラブルのアドバイスや、クーリング・オフでの契約解除は、これに含まれます。センターが直接、消費者と事業者との間に入

**平成25年度に消費生活センターに寄せられた相談の概要をお知らせします。**

**相談概要**

数年前から社会問題になっている「買え買え詐欺」のトラブルも依然として多く、高齢者を中心に相談が寄せられました。

◆地域別受付件数



\*玄海には、合併前の田島、神湊、地島を含みます



で交渉し、解決できた「あっせん解決」は214件で、全体の17%です。「情報提供」の377件(29%)と合わせると、センターで対応できたのは相談の93%です。

左のグラフ(地域別受付件数)で分かるように、市内のいずれの地域でもトラブルは発生しています。「私は大丈夫」と思わずに、日頃から注意することが大切です。

**相談内容を一部紹介**

**インターネット関連**

**事例**

**不審な電話や書面が届いたら...**

**事例1**

スマートフォンで、アニメの動画サイトの再生ボタンをクリックしたら、突然登録になり、9万9千円を3日以内に振り込むよう表示された。退会メールを送ったが「料金を払ってから退会してください」という返事が届いた。業者に電話をすると、強い口調で払うよう請求され怖かった。どうしたらいいのか? (高校生・男性)

**事例2**

登録の前に、料金などの表示がなく、契約内容の確認画面も出ていない場合は、登録することに承諾しているとはいえません。支払い義務はありません。支払い義務はありませんので、今後は業者に連絡しないで無視をしましょう。心配なら、スマートフォンでの電話番号とメールアドレスを変更するよう助言しました。パソコンや携帯電話に請求画面が張り付いて消えないというトラブルもありました。対処法は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA) <https://www.ipa.go.jp/>で確認か、☎03(5078)7509へ問い合わせを

**事例1**

突然電話があり「国税局です」と名乗ったので、信用してしまった。聞かれるままに住所、年齢、一人暮らしであることや、預金先の銀行名なども答えてしまった。後で、本当に国税局の人だったのか心配になった。(70歳代・女性)

**事例2**

「民事訴訟裁判通達書」と書かれたハガキが届いた。心当たりはないが、すぐに連絡しないと訴訟になるようなことが書いてあるので心配。連絡した方がいいのか? (50歳代・男性)

**事例1**

突然、A社から電話があり「ピンクの封筒が届いていませんか?」と聞かれた。届いていると伝えると「その封筒のB社は、2020年開催の東京オリンピックに向けて、開催予定地近隣の用地買収事業を展開している投資会社です。今回募集している社債は、必ず儲かる商品ですが、選ばれた個人しか買うことができませぬ。代わりに買ってくれたら、倍の価格で買い取ります」と言われた。信用できるのか? (60歳代・男性)

**事例1**

「買え買え詐欺」と呼ばれる「劇場型」の手口です。代わりに買った後、A社と連絡が取れなくなります。また、過去に投資詐欺の被害にあった人に、公

**事例1**

現在A社の新聞を取っているが、今月から突然B社の新聞が入りだした。B社に電話をしたら3年前に私が署名、押印している契約書の控えを見せられた。契約したことを思い出したが、今取っているA社との購読契約が来年3月まで残っている。2紙取ることは、経済的に困難なので、困っている。(70歳代・女性)

**事例1**

事例のように、新聞が入り出すのが何年も先になる契約を「先付契約」といいます。先付契約をすると、新聞が入り出すときに、家庭の事情や病気がでなくなる場合があります。今の契約が終わってからの契約をするようにしましょう。新聞の契約書は、契約期間が終了するまで、きちんと保管してください。



き込まれます。無視をしましょう。

**高齢者を狙う「買え買え詐欺」**

**事例**

突然、A社から電話があり「ピンクの封筒が届いていませんか?」と聞かれた。届いていると伝えると「その封筒のB社は、2020年開催の東京オリンピックに向けて、開催予定地近隣の用地買収事業を展開している投資会社です。今回募集している社債は、必ず儲かる商品ですが、選ばれた個人しか買うことができませぬ。代わりに買ってくれたら、倍の価格で買い取ります」と言われた。信用できるのか? (60歳代・男性)

**トラブルが多い新聞の先付契約**

**事例**

現在A社の新聞を取っているが、今月から突然B社の新聞が入りだした。B社に電話をしたら3年前に私が署名、押印している契約書の控えを見せられた。契約したことを思い出したが、今取っているA社との購読契約が来年3月まで残っている。2紙取ることは、経済的に困難なので、困っている。(70歳代・女性)

**アドバイス**

事例のように、新聞が入り出すのが何年も先になる契約を「先付契約」といいます。先付契約をすると、新聞が入り出すときに、家庭の事情や病気がでなくなる場合があります。今の契約が終わってからの契約をするようにしましょう。新聞の契約書は、契約期間が終了するまで、きちんと保管してください。